

# 一般社団法人ノンフロン自然冷媒 GF-08 推進協議会 運営規定

## 第1条（目的）

本規定は、一般社団法人ノンフロン自然冷媒 GF-08 推進協議会（以下「当法人」という。）の定款に基づき、当法人の円滑かつ適正な運営を図ることを目的として、会員の活動、会議体、事務運営その他必要な事項を定める。

## 第2条（会の名称）

本規定において運営される組織を「一般社団法人ノンフロン自然冷媒 GF-08 推進協議会運営委員会」（以下「運営委員会」という。）という。

## 第3条（主管事務所）

運営委員会の事務局は、当法人の主たる事務所に置く。必要に応じ、代表理事が指定する場所に分室を設置できる。

## 第4条（会員の定義）

会員種別は定款第5条のとおりとし、運営は次の者を中心として行う。

1. 特別会員
2. 正会員
  - ① エンジニア会員 <施工業者（EN会員）>
  - ② クライアント・セールス会員 <販売代理店（CS会員）>
  - ③ メンテナンス会員 <メンテナンス業者（MA会員）>
3. 賛助会員

## 第5条（入会手続）

1. 入会希望者は所定の入会申込書を事務局に提出する。
2. 事務局は理事に付議し、理事過半数の一致による承認を得る。
3. 承認後、会員区分に応じた協賛金または会費納入をもって資格を取得する。

## 第6条（会費の納入）

1. 会費および協賛金は社員総会の決議により定める。
2. 会員は指定期日までに年額会費を納入しなければならない。
3. 入金を確認できない場合、事務局は督促を行う。

## 第7条（会員の活動）

会員は、当法人の目的達成のため、以下の活動に協力する。

1. GF-08の普及啓発活動
2. 研修・講習への参加
3. ガイドライン策定への協力
4. 認証・評価事業への参加
5. 委員会活動への協力

## 第8条（運営委員会の構成）

運営委員会は次の役職により構成する。

- 委員長（代表理事）
- 副委員長（理事）
- 委員
- 事務局長（監事）
- 事務局スタッフ

## 第9条（運営委員会の開催）

1. 原則として毎月1回開催する。
2. 委員長が必要に応じ招集する。
3. オンラインまたは対面で開催する。

## 第10条（議決方法）

1. 委員の過半数の出席により成立する。
2. 議事は過半数の同意により決する。
3. 可否同数の場合は委員長が決する。

## 第11条（経費及び会計）

1. 運営費用は会費・協賛金をもって充当する。
  2. 事務局は年度計画および予算案を作成し、理事会と社員総会の承を得る。
3. 支出には委員長の承認を要する。

## 第12条（表彰・処分）

1. 功労者を運営委員会議決により表彰できる。
2. 不適切行為を行った会員には以下の処分を行う。
  - (1) 注意
  - (2) 警告
  - (3) 資格停止
  - (4) 除名

## 第13条（規定の変更）

本規定の変更は運営委員会議決および理事会の承認を経て行う。

## 第14条（補則）

本規定に定めのない事項は定款および法令に従う。

## 附則

本規定は、令和8年1月1日より施行する。